

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会の開催について (案)

1. 設置目的

社会保障審議会介護給付費分科会からの「福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」との答申を踏まえ、福祉用具の報酬の在り方等について、今後社会保障審議会介護給付費分科会において審議を行うための論点の整理及び技術的な事項の検討等を行うことを目的とする。

2. メンバー等

- (1) 別添のとおり。
- (2) 老健局振興課が庶務を実施する。

3. 検討事項

- (1) 福祉用具の報酬の在り方に関する事項
- (2) 福祉用具における保険給付の在り方に関する事項

4. その他

- (1) 座長は、討議の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができる。
- (2) 必要に応じ、検討会の下に部会を設けることができる。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。

(別添)

福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 メンバー表 (案)

(12名)

氏 名	所 属 ・ 役 職
池田 茂	社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長
池田 省三	龍谷大学 教授
石川 良一	全国市長会 介護保険対策特別委員会 委員長 (東京都稲城市長)
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
木村 憲司	日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
木村 隆次	日本介護支援専門員協会 会長
久留 善武	社団法人 シルバーサービス振興会 企画部長
田中 滋	慶應義塾大学大学院 経営管理研究科 教授
対馬 忠明	健康保険組合連合会 専務理事
東畠 弘子	ジャーナリスト
村尾 俊明	財団法人 テクノエイド協会 常務理事
山内 繁	早稲田大学 人間科学学術院 特任教授

(敬称略・50音順)



社 保 審 発 第 1 号

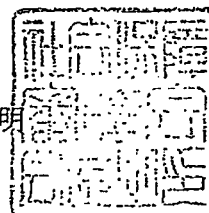
平成18年1月26日

厚生労働大臣

川崎 二郎 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明



指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（仮称）、指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（仮称）、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（仮称）の制定並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成18年1月26日厚生労働省発老第0126001号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については了承する。

なお、下記の事項については、社会保障審議会介護給付費分科会におけるこれまでの審議も踏まえ、今回の介護報酬・基準等の見直し後、さらに検討を進

め、適切な対応を行うものとする。

記

1. 介護保険法の一部改正に伴い、新たに導入された「介護予防サービス」や「地域密着型サービス」、今回の介護報酬改定において基本的な見直しが行われた「居宅介護支援及び介護予防支援」、さらに「療養通所介護」等の新たな取組みをはじめ、今回の改定後のサービスの利用実態等について、この度の改定の「基本的な視点」も踏まえ、今後、調査・分析を適切に行うこと。
2. 介護給付の訪問介護については、報酬体系の機能別再編に向けて、訪問介護の行為内容の調査研究を行うこと。
3. 特定施設等の居住系サービスや介護保険施設の報酬体系・水準については、支給限度額とのバランスや介護保険施設の将来像も踏まえ、今後、その在り方について検討を進めること。
4. 福祉用具貸与の価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査・研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方(案)

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料(H10.8.24))

福祉用具の範囲

1. 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
2. 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
3. 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
4. 在宅で使用するもの
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
5. 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
6. ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
(一般的に低い価格のものは対象外)
7. 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排せつ関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

介護保険における福祉用具（概要）

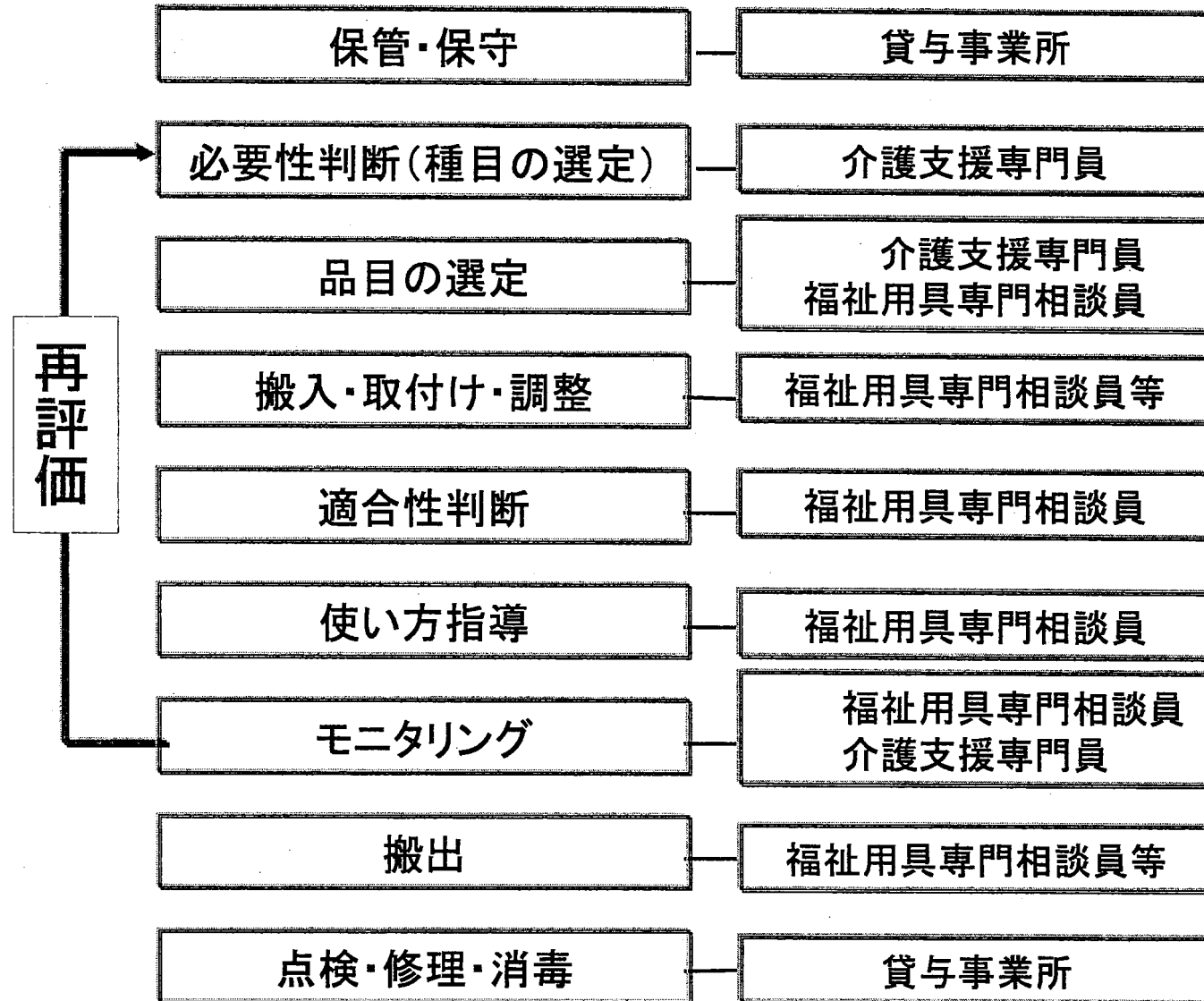
1 介護保険における福祉用具

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるための用具

2 介護保険における福祉用具のサービス

	福祉用具貸与	福祉用具購入
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具（特定福祉用具）の購入（償還払い）。 （H 18'より指定制導入）
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ） ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	10万円 ※要支援、要介護区分にかかわらず定額 ※同一支給限度額管理期間内（4/1～3/31の1年間）は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用（実勢価格）	現に要した費用（実勢価格）

福祉用具導入プロセス 実施者



再評価

福祉用具サービス提供の際、必要とされる規定(運営基準)

(例) サービス提供期間が12月の場合

給付方式	コスト		開始時	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	終了時
貸与	物品	継続的に算定 (月単位)		← 貸与 →												
	人的サービス	継続的に算定 (おしなべて)	<input type="checkbox"/> A	○ 点検等(※)												<input type="checkbox"/> 搬出
販売	物品	初回のみ算定	<input checked="" type="checkbox"/> 販売													
	人的サービス	初回のみ算定	<input type="checkbox"/> B													

A: 相談、情報提供、点検、調整、文書交付、(動作指導)、消毒、保管、搬入

B: 相談、情報提供、点検、調整、文書交付、(動作指導)、搬入

(※) 点検等: 機能安全性、衛生状態等及び、要請に応じて行う使用状況の確認、使用方法の指導、修理、必要に応じたケアプランへ見直しの際の措置等

【福祉用具専門相談員の業務】

① 貸与

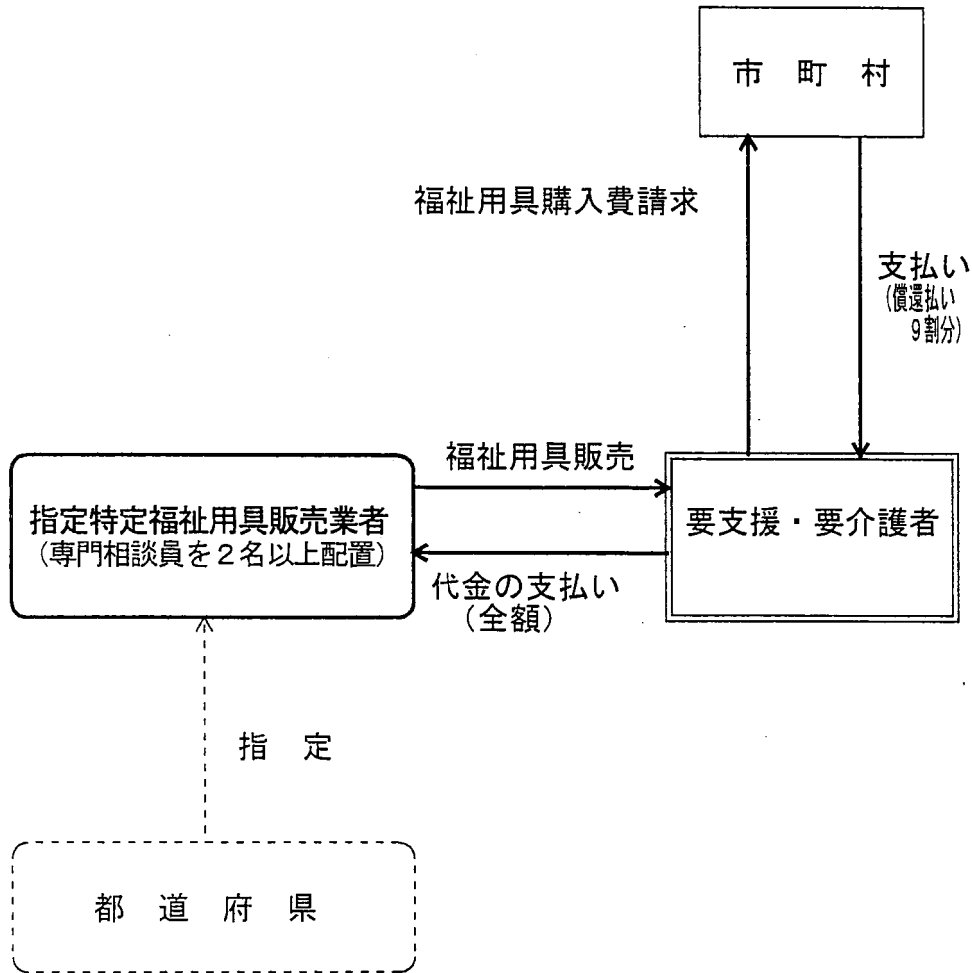
- 心身の状況、希望、環境を踏まえ相談に応じる。機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、同意を得る。
- ● 機能、安全性、衛生状態等に関する点検
- 調整を行う。使用用法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行った上で使用させながら使用方法の指導を行う。
- 要請等に応じ、貸与した福祉用具の使用状況の確認。必要に応じ、使用方法の指導、修理等を行う。
- 6月に1回のケアプラン見直しの際、必要な場合はその理由がケアプランに記載されるよう必要な措置を講じる。(199条)

② 販売

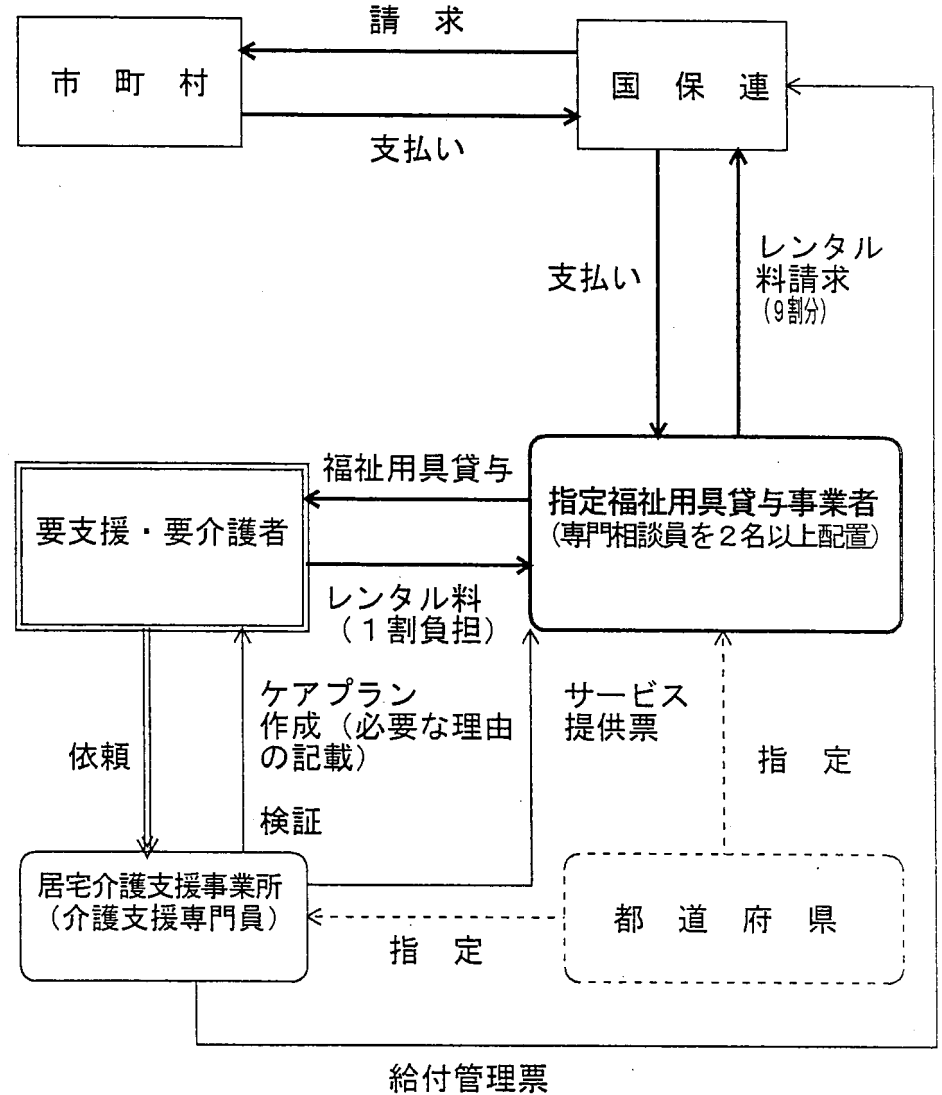
- 心身の状況、希望、環境を踏まえ相談に応じる。機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、同意を得る。
- 機能、安全性、衛生状態等に関する点検
- 調整を行う。使用用法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を交付し、説明を行った上で使用させながら使用方法の指導を行う。(214条)
- ※ ● は導入時、○ は、サービス提供中に行うサービス
- ※ 介護予防サービスはほぼ趣旨のため略

介護保険における福祉用具の貸与及び販売の流れ図

特定福祉用具販売



福祉用具貸与



※ 介護支援専門員がいる場合
福祉用具貸与と同様、ケアプランに「必要な理由の記載」がなされる。

平成19年7月13日
財団法人テクノエイド協会

介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究 調査結果の概要

I. 事業の目的

介護保険における福祉用具貸与に係る介護報酬については、公定価格ではなく、現に福祉用具貸与に要した費用の額が介護報酬とされており、指定貸与事業者ごとに貸与価格が設定されている。また、同じ商品であっても新品と一定期間使用されたものとは貸与価格が異なること、事業者の規模等により管理費用および流通費用が異なること等により、事業者によって価格差が生じている。

今般、同一の商品において想定しにくい価格差が生じているケースが指摘されており、全国規模での実態の把握が求められているところである。

本事業では、介護保険給付実態調査による個票データを基に、同一福祉用具についての価格差の実態について調査するとともに、貸与事業者における収支の状況、貸与価格の設定方法、さらに実際の介護保険福祉用具利用者に対して、貸与サービス全般に関する意識調査等を行うことにより、介護保険における福祉用具貸与事業の実態および課題について、明らかにすることとした。

II. 事業の実施概要

1. 調査研究委員会の設置

本事業実施にあたり、学識経験者や実務者等から構成する検討委員会を設置した。

2. レンタル価格についての分析

介護給付費分科会等から指摘された貸与価格の価格差の実態について、介護給付費実態調査によるデータを基に、貸与価格の分布から分析を行った。

3. 福祉用具貸与事業者に対する実態調査等

福祉用具貸与事業における損益及び費用構造等を把握する目的から、実態調査を行うとともに、貸与価格の設定方法等を把握するためのアンケート調査を行った。

①調査対象

都道府県知事の指定を受けている福祉用具貸与事業所を対象として、平成18年9月30日時点で「WAM・NET（ワムネット）」（独立行政法人福祉医療機構における福祉・

保健・医療関連の情報を提供するための総合的な情報サイト)に登録されている9,003事業所を級地及び従事者数で層化し、抽出率2分の1で無作為抽出した4,502事業所を対象とした。

②調査方法

郵送配布及び郵送回収

③調査期間

- ・調査月 : 平成18年11月
- ・発送日 : 平成18年12月14日
- ・提出期限 : 平成19年1月22日

④調査票

「平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査 A票」(別添)

→ 損益や資産取得状況等を把握する目的

「平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査 B票」(別添)

→ 価格行動等を把握する目的

⑤回収状況

事業所調査は、1,199事業所から提出があり、回収率は28.9%。集計・分析は記入内容の疑義等について解消された195事業所について行った。

①発送数	4,502
②休止廃止等	353
③回収数	1,199
④有効回答数	195
回収率(③/(①-②))	28.9%
有効回答率(④/(①-②))	4.7%

分析対象とした調査票は小数にとどまったが、これは整合性が確保された正確なデータ集計を行うためにサンプルを絞り込んだためである。(電算審査基準を設定のうえ記載された数字の整合性が確認されたもののみを集計の対象とした。)

また、この事業所の損益及び費用構造等に関する分析結果は、必ずしも現在の福祉用具貸与事業所全体を代表するものではなく、現時点で福祉用具貸与事業を独立的に会計把握している一部事業所の状況であることに留意する必要がある。

4. 利用者に対する調査

利用者の介護保険貸与価格等に関する意識及び、貸与事業者選定にあたって特に留意している事項等を把握するためのアンケート調査を行った。

①調査対象

日本介護支援専門員協会の協力を得て、全国の介護保険における福祉用具貸与利用者

のうち、車いす又は特殊寝台を利用している 1,400 人を調査対象とした。

都道府県毎の調査数については、各県における高齢者人口に応じて比例配分を行い対象人数の抽出を行った。

②調査方法等

同協会所属の介護支援専門員が、実際に利用者宅へ訪問し、聞き取り調査を行った。

③調査月等

- ・調査月 : 平成 18 年 12 月～平成 19 年 1 月
- ・発送日 : 平成 18 年 12 月 22 日
- ・提出期限 : 平成 19 年 1 月 22 日

④調査票

「平成 18 年度 介護保険における福祉用具貸与の実態調査【利用者（車いす・特殊寝台）調査票】」（別添）

→ レンタルサービスに対する意識に関する事項等

⑤回収状況

利用者調査は、708 人から提出があり、回収率は 50.6%であった。

①発送数	1,400
②回収数	708
回収率(②/①)	50.6%

Ⅲ. 調査結果の概要

1. レンタル価格の分布について

介護給付費実態調査の個票データを用いて分析を行った。

利用したデータの概要は、以下の通りである。

- 分析の対象とした期間は、2005年（平成17年）4月～2006年（平成18年）3月までのサービス提供分とした。
- 福祉用具貸与の給付費明細書のうち、「摘要」欄に「TAISコード¹」が入力されていないデータについては、商品特定できないため、分析から除外した。
- 福祉用具貸与の利用日数が1ヶ月間に満たないデータについては、分析から除外した。

	①平成17年度 介護給付費実態調査 (千件)	②分析の対象とした 請求件数 (千件)	②/①
1 車いす	4,992.2	2,420.4	48.5%
2 車いす付属品	1,017.7	434.4	42.7%
3 特殊寝台	8,269.8	4,160.3	50.3%
4 特殊寝台付属品	20,801.1	10,423.1	50.1%
5 床ずれ防止用具	1,737.7	935.6	53.8%
6 体位変換器	100.5	23.1	22.9%
7 手すり	678.4	293.1	43.2%
8 スロープ	614.4	254.9	41.5%
9 歩行器	1,484.7	582.9	39.3%
10 歩行補助つえ	723.4	334.6	46.3%
11 認知症老人徘徊感知機器	21.8	5.7	26.0%
12 移動用リフト	553.4	259.4	46.9%

福祉用具の種類別²に、給付額シェアの第3位までの商品について、シェア、価格の分布、受給者別のレンタル価格³（給付単位数）の十分位数⁴を算出した。また、価格差の大きさを十分位分散係数を用いて評価した（十分位分散係数とは、第9十分位と第1十分位の差を第5十分位（中央値）の2倍で除したもので、その値が小さいほど分布の広がりやの程度が小さいことを示す）。

その結果、ごく一部にはずれ値はあるものの、平均単位数が1000単位を超える商品についての十分位分散係数は、概ね0.3以内に収まっており、全国物価統計との比較においても、

1 「TAISコード」とは、各企業から提供された福祉用具の所在を的確に認識するためのデータベース管理コードである。企業を認識するための5桁の「企業コード」と、その企業内の福祉用具を認識するための6桁の「福祉用具コード」をハイフンで結んだもの。(00000-000000)

「TAIS」とは、「Technical Aids Information System」の略。財団法人テクノエイド協会が構築し運用している福祉用具の情報提供システムを指す。(http://www.techno-aids.or.jp/)

2 福祉用具の種類は、CCTA95に基づいて分類を行った。CCTA95は、(財)テクノエイド協会が「ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの」として制定した福祉用具の分類コードである。

3 受給者が当該商品を利用している期間中の平均給付単位数をレンタル価格として定義を行った。

4 受給者別のレンタル価格（給付単位数）を昇順に並べ替え、件数を10等分したときの境界にあたる価格。レンタル価格（給付単位数）が安いほうから10%に位置する値を第1十分位、20%に位置する値を第2十分位、・・・、90%に位置する値を第9十分位、最大値を第10十分位と呼ぶ。

実態として過大な価格差は認められなかった。

また、同様の分析を地域区分別や事業者規模別、競合する事業所数別等でも試みたが上記と同様、実態として過大な価格差は認められなかった。

なお、はずれ値はごく一部であったが、著しく高額な請求がなされている商品については、その理由を把握したり、必要に応じて指導したりするしくみの検討も必要と考えられる。

2. 福祉用具貸与の価格の動向について

(1) 介護給付費実態調査からの分析

介護給付費実態調査のデータを用いて、CCTA95 の分類に基づく、介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動ギャッチベッドについて、2003年(平成15年)4月～2006年(平成18年)3月のレンタル価格の推移をみると、価格は概ね下落傾向にあった。

また、福祉用具種類別に貸与価格の推移を見た結果、貸与価格の下落は、市場に新製品が投入される際にレンタル価格が下落することで、全体の平均価格も下落する傾向にあると推察される。

介助用車いす、後輪駆動式車いす、電動ギャッチベッドについて、要介護度別の継続利用期間を算出した結果、要介護度が高いほど、継続利用期間が短い傾向にあることが確認された。

(2) 事業者の価格に関する意識

事業者に対するアンケート調査結果によれば、サービス内容を勘案し設定していると回答した事業所が39.2%、仕入れ先が参考として示すレンタル価格を参考に設定していると回答した事業所が34.6%、他の事業所を参考に設定していると回答した事業所は18.5%であった。

このことから福祉用具貸与事業では、他社との比較の中で価格を設定するよりも、サービス内容や仕入れコストをもとに設定している事業所が多い市場であることが推察される。

(3) 利用者調査の結果

貸与事業所の選択に際し、利用者自らが複数の事業所ごとの価格を比較するケースは少なく、また、介護支援専門員も複数の事業所の情報を利用者に提供するケースが少ないと推察される。

なお、「価格はほとんど考慮しなかった」と回答した利用者は約半数で、その理由の43.5%は「介護支援専門員の判断にまかせている」と回答しており、費用の9割が保険給付される介護保険の仕組みのなかで、サービス需要の価格弾力性が低くなっている可能性が窺える。

これらの結果から、現状では、利用者側の需要行動で価格が決定されていると言うよりも、概ね事業所(或いはレンタル卸業者)の意向によって価格決定されている状況が

推測される。

以上の結果からサービス内容や貸与価格に関する情報、さらには利用者自らが比較検討できるような環境作りが必要であるものと考えられた。

3. 福祉用具貸与事業の損益及び費用構造

福祉用具貸与事業所を対象とした経営実態調査の結果、一部の大規模な事業所についてはわずかな黒字が確認できるものの、全国的な傾向としては、赤字傾向にあることが確認された。

また、レンタル卸を利用しているような小規模な事業所では経営状況の厳しさが確認された。

黒字事業所と赤字事業所とでは、利用者数および収益の差に較べて費用の差が小さいことから、事業規模の差に較べて固定費の総額は大きな差が生じておらず、規模拡大によるメリットを得やすい構造の可能性が窺われた。

また、貸与する福祉用具は、種目によって、概ね 3～4 年で購入価額を回収するものと、1 年で回収できるようなものがあることが想定できた。

貸与事業における費用構成については、居住系サービスに近いことがわかった。

IV. まとめ

介護保険制度における福祉用具貸与サービスは、競争的な市場メカニズムを実現することにより適切なサービスが安価に提供されることを期待されたが、今回の調査では、必ずしも競争的な市場にはなっていないことがわかった。福祉用具貸与は、モノだけでなくサービスも含まれていることもあり、利用者側が値頃感を得にくい業態であるなど、情報の非対称性が指摘できるが、事業者、利用者ともに自由市場におけるサービスの提供／選択に慣れていない側面もあると考えられる。

今後は自由価格市場におけるメリットをより明確にすることが重要であり、その実現を促す情報提供を促進するとともに、貸与事業者に求められているサービス内容に見合う対価に着目した価格のあり方を明確にすることが重要である。

また、自由価格市場におけるメリットが実現されることを前提に、福祉用具貸与における保険給付のあり方についても検討が進められることが望まれる。

福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点

資料4

報告書からの抽出(※)		現行制度における課題		改善のための論点
			報告書以外に参考とする資料(案)	
I	(P60) 価格の最大値が平均値等と比較すると非常に高額になっているケースが存在	価格差ではなく、記入ミスや不正請求と推測される外れ値が存在しているのではないか。	参考資料5 国保連合会介護給付適正化システム	
	(P84) 利用者調査において、事業所を選択する際に「価格はほとんど考慮しなかった」と回答した利用者は約半数で、その理由の43.5%は「介護支援専門員の判断にまかせている」と回答しており、続いて27.6%が「サービス内容を重視しているので、価格にはこだわらない」と回答している。 (P85) 利用者が事業者の選択を行う際の情報の不足やそれを活用して自ら選択する環境にはない。	利用者は適切な情報を得た上で選択を行っているか。 市場原理が働いていないのではないか。		

抽出

(※)平成18年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の貸与の実態に関する調査研究事業 報告書」(19.3(財)テクノエイド協会)

福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点

資料4

報告書からの抽出(※)	現行制度における課題		改善のための論点
		報告書以外に参考とする資料(案)	
<p>2</p> <p>III</p> <p>(P95) 推定された回収期間は、車いすが約47ヶ月、特殊寝台が約32ヶ月、歩行補助つえが約9ヶ月となるが、より詳細な分析が必要と思われる。</p>	<p>平均回収期間が平均貸与期間を超えて貸与される種目は、貸与という給付方式になじまないのではないかと。</p>	<p>・全種目の平均回収期間、平均貸与期間、平均貸与価格</p> <p>・全種目のメーカー希望小売価格</p>	<p>抽出</p>

(※)平成18年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の貸与の実態に関する調査研究事業 報告書」(19.3(財)テクノエイド協会)

福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点

資料4

報告書からの抽出(※)	現行制度における課題		改善のための論点
		報告書以外に参考とする資料(案)	
<p>ω IV</p> <p>(P97) 実利用者1人あたりの訪問回数別に、福祉用具1件あたり福祉用具調達費用以外の費用を基に算出した指数を比較すると、1ヶ月に1回以上の場合が最も高いが、訪問回数との間に一定の傾向は見られない。</p> <p>(P98) サービス内容に見合う対価に着目した価格の在り方を明確化</p>	<p>①現に貸与に要した費用の中に不明瞭なコストが存在しているのではないか。</p> <p>②人的サービス、物的サービス両方を分ける必要があるのではないか。</p> <p>③提供するサービスに対する価格は適切かどうか。</p> <p>④サービスの質の内容は確保されているか。</p>	<p>・薬価の価格設定の考え方</p> <p>・レンタル価格設定の考え方(コスト構造)</p>	

抽出

(※)平成18年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の貸与の実態に関する調査研究事業 報告書」(19.3(財)テクノエイド協会)

福祉用具の保険給付の在り方に関する改善のための論点

資料4

報告書からの抽出(※)		現行制度における課題		抽出	改善のための論点
			報告書以外に参考とする資料(案)		
4	V	<p>(P74) 電動ギャッジベッドは比較的長期間貸与を受ける傾向にあるが、介助用車いす、後輪駆動式車いすは1~2ヶ月の短期間で返却する場合と、35ヶ月以上の長期間貸与を受ける場合の二極化が見られる。</p>	<p>利用者の状態像の予後に応じた用具の給付が行われているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間及び長期間利用者の状態像の特徴 ・状態像の変化予測(予後予測)の考え方 	

(※)平成18年度老人保健健康増進等事業「介護保険における福祉用具の貸与の実態に関する調査研究事業 報告書」(19.3(財)テクノエイド協会)